



島根県報

令和4年5月31日（火）

号外第57号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行政権限委任規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（ ” ） 2

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第63号）

1 規則の概要

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日

令和4年6月1日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第64号）

1 規則の概要

(1) 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（別表第2関係）

(2) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の施行に伴う所要の改正（別表第5関係）

2 施行期日

令和4年6月1日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第63号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の部58の項に次の1号を加える。

(32) 第39条の9の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第64号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項第7号部長専決事項の欄の(2)中「第8条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(3)中「第8条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(5)中「第15条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(6)中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改め、同欄の(7)中「第15条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(9)中「第23条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(10)中「第23条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(12)

中「第3項」を「第4項」に改め、同欄の(13)中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改め、同欄の(14)中「第3項」を「第4項」に、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(16)中「第47条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(17)中「第47条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(19)中「第57条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(20)中「第57条第2項」を「第57条第3項」に改め、同欄の(21)中「第57条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改め、同欄の(23)中「第58条の13第1項」の次に「又は第2項」を加え、同欄の(24)中「第58条の13の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「禁止」を「禁止等」に改める。

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項中第30号を第31号とし、第29号の次に次の1号を加える。

<p>30 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和4年政令第18号）の施行に関する事務</p>	<p>(1) 政令第1項第1号の規定により、特定第一種水産動植物を採捕する権限に基づくものである旨等の届出を受理し、当該届出に係る番号を通知すること。</p> <p>(2) 政令第1項第2号の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。</p> <p>(3) 政令第1項第6号の規定により、特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出又は当該届出事項の変更の届出を受理すること。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。